

方法書に対する市町村長意見

(君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書)

1 君津市長意見

2 市原市長意見

26君環保第346号

平成26年9月5日

千葉県知事 鈴木栄治様

君津市長 鈴木洋邦



新井総合施設(株)君津環境整備センターの第Ⅲ期増設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について

平成26年6月5日付け環第319号で依頼のあった標記の件について、環境の保全の見地に立ち、環境保全措置等について慎重に検討したところ、下記について意見を述べます。

記

- 1 方法書第6章の大気質や水質など、環境要素ごとの評価の手法（環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法）は、「事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができるだけ回避され、又は低減されているかどうかを検証することにより評価する。」等との画一的であいまいな記載になっているため、環境要素ごとに具体的に何が実行可能なのかを明確に示し、評価を行うこと。
- 2 粉じん等の現地調査については「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」を使用するとしており、当該手法では、粉じん等は気象の季節的な変動の影響を受けることから、季節別のそれぞれの調査により降下ばいじん量を求め、評価することとなっている。
しかし、方法書によれば、現地調査は大福山及び養老川自然歩道の利用が多くなる紅葉の時期だけしか行わないこととなっているため、他の季節についてもを行い、評価すること。

3 水質調査における処分場から排出される処理水の調査項目の選定にあたっては、千葉県環境影響評価技術細目の調査項目を参考に、水質汚濁に係る環境基準、廃棄物処理法の排水基準等のうち 24 項目を調査対象としている。

しかし、本事業場には君津市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例の排水基準が適用されること、及び、過去に国内の廃棄物最終処分場の排水から環境ホルモンが検出された事例があること等を考慮し、更なる調査項目の追加について検討すること。

4 地下水位については、既設の地下水モニタリング井戸のデータにより把握することとしているが、増設事業の区域の一部は、当該モニタリング井戸を流れる地下水流動方向の直下に位置することから、それに対応する井戸を新設し、十分な調査と評価を行うこと。

5 供用時において埋立て機械を使用するため、君津市環境保全条例の特定建設作業の規制基準（80 dB）を参考に評価するとしているが、埋立て機械を建設現場以外で使用する場合は、同条例の騒音又は振動に係る特定作業に該当することから、当該特定作業の規制基準（6 時から 8 時：55dB、8 時から 19 時：60dB）を参考に評価すること。

6 陸水生物に係る水質調査項目として化学的酸素要求量（C O D）と塩化物イオン濃度の調査を行うこととしているが、生息環境を把握するのであれば、生物化学的酸素要求量（B O D）、溶存酸素（D O）、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩についても調査項目として追加し、調査と評価を行うこと。

7 計画地周辺は、ホトケドジョウ、ギバチ等の絶滅危惧種をはじめとした、多種多様な種の重要な生息域となっている。また、2012 年にはラムサール条約への登録基準を満たす湿地であるとして、国が登録候補地に選定した経緯もあるため、調査にあっては慎重に種の選定を行うこと。

8 東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、それまで経済産業省で所掌した原子力安全規制部門が環境省の外局として新設された原子力規制委員会に移管されるとともに、環境基本法、さらには環境影響評価法など個別環境

法が改正され、放射性物質による環境汚染の防止等の適用除外規定が削除された。

このような状況の中、同社の第Ⅱ期処分場では、原発事故に起因した放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物が相当量搬入されており、市民や市民団体からは、生活環境への影響を心配する声が多数寄せられている。

当該廃棄物については、第Ⅲ期増設事業の供用後においても搬入が見込まれるため、放射能が与える環境影響が非常に危惧されている。

のことから、供用時の環境影響評価項目に「放射能」を追加し、敷地内外の空間放射線量並びに、廃棄物、浸出水、放流水及び地下水に含まれる放射性物質濃度、作業員の累積被ばく線量等の影響を予測し、十分な評価を行うこと。



市環管第71号

平成26年9月9日

千葉県知事 鈴木栄治様

市原市長 佐久間隆義



君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成26年6月5日付け環第319号にて依頼のありました件について、別紙のとおり回答します。

「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見書

1 全般的事項

この地域は、県の自然公園や自然環境保全地域に指定され、また、大福山展望台からの風景は、しば眺望 100 景にも選出された重要な景観資源となっているなど、市民にとって、貴重な自然が残されたかけがいのない場所である。さらに、廃棄物の運搬経路付近には住宅も存在していることから、環境影響評価の方法を決定するにあたっては、周辺地域への環境配慮を最大限に考慮するよう要望する。

なお、環境影響評価にあたっては、既設を含めた事業全体の環境への影響を考慮し、個々の環境影響評価項目の調査、予測及び評価に止まることなく、項目相互の因果関係が解明される手法により行われたい。

2 個別事項

(1) 大気質

施工時及び供用時における現地調査について、「粉じん、風向・風速」を紅葉の時期に 1 週間連続で、また、「降下ばいじん」を同時期に 1 ヶ月間実施しているが、この調査地点における年間を通じた風向を考慮し、調査は四季別に行うべきである。

(2) 騒音、振動

廃棄物搬入車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の調査地点について、当該車両の走行経路付近にある市内住宅地域等への影響を検討し、必要に応じて調査地点及び予測地点を追加すること。

(3) 悪臭

現地調査について、夏季（7～8 月）の日中及び冬季（1～2 月）の早朝に各 1 回実施するとしているが、この調査地点における年間を通じた風向を考慮し、調査は四季別に行うべきである。

(4) 温室効果ガス等

廃棄物搬入車両の走行に伴い発生する温室効果ガスの予測事項について、二酸化炭素のみ対象としているが、排気量が大きい車両であることを考慮し、一酸化二窒素も対象に加えるべきである。

3 その他

(1) 廃棄物の運搬経路

今回の増設事業にあたっても市原市道等を引き続き使用する計画となっているが、通行者及び一般車両に対する徹底した安全対策をとられたい。

(2) 悪臭

第Ⅲ期埋立地は、既設の埋立地よりも更に大福山及び養老川自然歩道に近い位置にあり、それらの利用者等への影響が懸念されることから、徹底した悪臭防止対策をとられたい。

以上